

一般社団法人腎癌研究会 定款施行細則案

第1章 役員を選任

第1条 (会長の選任)

会長は、定款の定めるところに従って、理事会で選任する。

2. 会長に立候補する者は、別に定める書式により、定められた日までに事務局に届け出るものとする。
3. 投票方法及び当選者の決定は、次の各号の規定による。
 - (1) 最多得票した者を当選者とする。
 - (2) 同点のときは、抽選で決定するものとする。

第2条 (役員候補者)

理事及び監事となることを希望する者は、別に定める書式により、定められた日までに会長に届け出るものとする。

2. 前項の候補者は学術評議員でなければならない。

第3条 (理事及び監事の選挙)

理事候補者は、学術評議員会において学術評議員の中から投票によって行い、会長はその結果を社員総会に推薦することができる。

監事候補者は、学術評議員会において理事を除く学術評議員の中から投票によって行い、会長はその結果を社員総会に推薦することができる。

第4条 (役員を選任)

役員を選任は、理事、監事の順に行う。

2. 役員を選任は、その年度に選任すべき当該役員の人数に等しい数の場合は、ホームページに該当役員名簿を2週間掲載し、異議申し立て期間を設け、異議がない場合は、全員を当選人と定める。ただし、異議申し立てがあった場合は無記名投票によって行う。
3. 上記2.で異議申し立てがあった場合は、得票多数を得た者より順次当選人を定め、得票同数のときは抽選によって当選人を定める。
4. 欠員の補充は次点者をもって補充することができる。

第2章 学術評議員の選任

第5条（学術評議員候補者）

学術評議員となることを希望する者は、別に定める書式により、定められた日までに会長に届け出るものとする。

2. 候補者は連続5年以上の正会員及び準会員で、会費を完納した者とする。ただし、選挙の行われる年の4月30日の時点で満65歳に達した者は立候補できない。
3. 候補者は、腎癌またはそれに関連する疾病に関し、以下の項目の一つに該当する研究業績を持つことを要する。
 - (1) 最近5年間に本会の学術集会ないし関連学会等において、研究成果を筆頭者または共著者として5件以上発表した者。
 - (2) 最近5年間に本会の会報誌ないし関連学会誌等に論文を筆頭者または共著者として3編以上発表した者。

第6条（学術評議員の選任）

学術評議員は有権者の投票によって選出される。

2. 有権者は腎癌研究会の正会員で、年会費を選挙の行われる前年の4月末日までに完納した者とする。
3. 有権者の名簿は、投票1か月前に公示し、公示後2週間以内は、選挙管理委員会への異議申し立てを認める。
4. 学術評議員の選出に当たり、正会員は1人1個の投票権を有する。ただし、異議がない場合は、全員を当選人と定める。
5. 投票になった場合は定められた投票用紙を用い、規定の期日までに腎癌研究会事務局へ郵送する。
6. 得票同数のときは抽選によって当選人を決める。
7. 選挙等による学術評議員のほか、選挙によらない学術評議員若干名（別に理事会で定める規定による数）を理事会の議を経て理事会が推薦することができる。この際とくに学識、業績を重視するものとする。

第7条（学術評議員の資格）

学術評議員は、正当な理由なく、学術評議員会を4年の任期中連続4回欠席したときは、その資格を失う。本項の適用に関しては、委任状による出席は、欠席とみなす。

第 8 条（選挙管理）

選挙管理候補者選出選挙にかかる事務は、事務局が行う。

2. 選出選挙は学術評議員会で行い、開票は会長が指名した候補者でない学術評議員 2 名の立会のもと行う。

第 3 章 投票になった場合

第 9 条（無効投票、単記）

単記投票においては、以下の投票を無効とする。

- (1) 定められた投票用紙を用いないもの。
- (2) 候補者以外の氏名または他事を記載したもの。
- (3) 氏名の確認し難いもの。

第 10 条（無効投票）

投票においては、以下の投票を無効とする。

- (1) 定められた投票用紙を用いないもの。
- (2) 候補者以外の氏名または他事を記載したもの。
- (3) 氏名の確認し難いもの、ただし、この場合は当該部分のみを無効とする。

第 4 章 入会及び会費

第 11 条（資格）

定款第 6 条の規定によって、本法人の正会員として入会することができる者は、次に該当するものでなければならない。

- (1) 腎癌の予防、診断及び治療に関する知識と経験を有する医師。
2. 定款第 6 条の規定によって、本法人の準会員として入会することができる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。
 - (1) 腎癌の予防、診断及び治療に関する知識や経験を有する者。
 - (2) その他理事会によって、前号に準ずると認められた者。

第 12 条（年会費）

本法人の年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 5,000 円

(2) 準会員	年額	3,000 円		
(3) 賛助会員	団体	年額	1 口	20,000 円
	個人	年額		5,000 円

第 13 条（会費免除）

名誉会員・功労会員は、会費の納入を要しない。

第 5 章 懲罰

第 14 条（懲罰の審理）

会員において、論文を捏造した場合、破廉恥罪による処罰を受けた場合、その他の場合で実刑以上の刑事処罰を受けた場合等の事由が判明した場合、その他定款第 10 条 1 項に定める事由があると認められる場合、懲罰委員会を開催して、懲罰相当かどうか検討するものとする。

2. 懲罰委員会が懲罰相当と決定する場合には、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 15 条（資格停止）

資格停止は、役職停止を含む学会活動の停止とし、期間は半年以上 2 年以下とする。

第 16 条（経歴）

本法人に経歴を提出する機会がある場合は、懲罰を受けた事実を記載しなければならない。

第 6 章 委員会

第 17 条（委員会）

委員会の委員の任期は原則として 4 年までとする。ただし、特に必要な場合は通算 8 年を限度に延長することができる。

2. 各委員会の運用は、別途定める。

第7章 改正

第18条（改正）

本施行細則の変更は、理事会の議を経て総会の承認を要する。

附則

1. 本施行細則は法人設立日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体腎癌研究会に在会する会員は、本会に入会したものとみなす。
3. 本細則施行日現在の腎癌研究会の世話人は、本法人の定款19条2項の規定により選定された学術評議員とみなす。この学術評議員の任期は4年とする。